

瀬戸市美術館条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 7 号

瀬戸市美術館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、瀬戸市美術館の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の美術に関する知識及び教養の向上を図るとともに、芸術文化の振興に寄与するため、瀬戸市美術館（以下「美術館」という。）を瀬戸市西茨町 113 番地の 3 に設置する。

(事業)

第 3 条 美術館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術品等の収集、保管及び展示
- (2) 美術に関する調査及び研究
- (3) 美術に関する講座等の開催
- (4) 美術に関する情報の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(職員)

第 4 条 美術館に、館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。